

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年4月17日（令和7年（行情）諮問第463号）

答申日：令和8年7月10日（令和8年度（行情）答申第348号）

事件名：「秘密及び特定秘密の一部又は全部並びに特別防衛秘密を取り扱う課程等について（通達）の一部変更について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「秘密及び特定秘密の一部又は全部並びに特別防衛秘密を取り扱う課程等について（通達）の一部変更について（通達）（空幕教第359号。30.11.14）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年10月18日付け防官文第8866号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（4）（略）

（5）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（6）（略）

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、「空幕教第359号（30.11.14）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和元年10月18日付け防官文第8866号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書の別表中、「適格性」及び「適性評価」の欄の全てについては、防衛省・自衛隊の情報保全に係る情報であり、これを公にすることにより、秘密の取扱い区分及び取扱者の範囲等、自衛隊の情報保全の現状が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし (3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) (略)

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年4月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月14日 | 審議 |
| ④ 令和8年7月6日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分には、秘密及び特定秘密の一部又は全部並びに特別防衛秘密を取り扱う課程

等における秘密の取扱区分に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、秘密の取扱区分及び取扱者の範囲等、自衛隊の情報保全の現状が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約5年4か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑